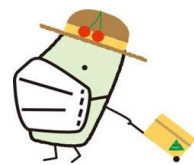


# 山形県料亭文化緊急支援 事業費補助金のお知らせ



ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するために必要な経費に対して支援します。

## 補助対象者

以下の要件を満たす料亭を営む事業者

### (1) 必須要件

- ・ 食品衛生法の許可を受けて、事業を営んでいる者。ただし、宿泊施設の営業を行っている者を除く。
- ・ おおむね40畳以上の和室の大広間等を有する店舗において事業を行う者。
- ・ 敷地内に大広間等から見ることのできる日本庭園等を有する店舗において事業を行う者。
- ・ 会席料理を提供する者。
- ・ 「山形県新型コロナウイルス対策認証制度」の認証を取得している者又は認証の取得に取り組む者。
- ・ 事業を継続中かつ補助金の受給後も事業を継続する者。

### (2) 選択要件:以下の要件のうち、1つ以上を満たす者

- ・ 国の登録有形文化財に指定された建造物において事業を行う者。
- ・ やまがた舞子の協賛店又は酒田舞娘の演舞が常時鑑賞可能な店舗において事業を行う者。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に係る法律第2条第1項第1号に規定する風俗営業の許可を受けている者。

## 補助対象経費

ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組に要する経費

## 補助率・上限額

- 補助率:10/10
- 上限額:100万円

## ■申請受付期間

令和3年10月25日(月)～令和3年12月17日(金)必着

お問い合わせ

県庁 観光文化スポーツ部 観光復活戦略課

<https://www.pref.yamagata.jp/110011/sangyo/kanko/sangyo/ryotei.html>

山形県観光文化スポーツ部観光復活戦略課

※詳細は裏面をご覧ください。

## 1 補助対象経費 令和3年4月1日以降に実施の、以下の事業にかかる経費

### ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組に要する経費

- ・ 日本庭園や客室等の維持経費
- ・ バリアフリー環境の整備
- ・ ホームページの新設・改修
- ・ 集客用チラシの作成
- ・ 無料Wi-Fi環境の整備
- ・ 非接触型決済システムの導入

## 2 Q&A

### (1) 料亭とは何を指すのか。

和風設備の客席を設け、山形の伝統的料理を提供し、客に遊興又は飲食をさせる店舗で、長年にわたり地域に密着し、かつ、本県の和の文化に触れることができるものとして、知事が適当であると認めるものを指します。

### (2) 日本庭園とは何を指すのか。

日本の伝統的形式をもった庭園を指します。

### (3) 「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証に取り組む者とは何を指すのか。

「山形県新型コロナ認証制度」の申請をし、県から指摘事項確認票の交付を受けた者を指します。

## 3 お問い合わせ先・申請方法

### (1) お問い合わせ先

県庁観光復活戦略課

【住所】〒990-8570 山形市松波2-8-1

【電話番号】023-630-3362

※ お問い合わせ受付時間：午前9時～午後5時（土日祝を除く）

### (2) 申請方法

上記のお問合せ先が申請窓口となりますので、上記住所に必要書類を郵送してください。様式等は山形県のホームページからダウンロードできます。

#### 【受付期間】

令和3年10月25日（月）～令和3年12月17日（金）必着

## 4 その他注意事項

- ・ 予算の状況により申請受付期間を待たずに受付を終了する場合があります。
- ・ 申請の際は、必ず交付要綱・申請の手引き等をご確認ください。
- ・ その他ご不明な点がありましたら、上記問合せ先にご相談ください。